

議案第3号

阿見町手数料徴収条例の一部改正について

阿見町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月13日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

阿見町手数料徴収条例(平成12年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付手数料	1件につき 450円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 350円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1件につき 750円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 450円
戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1件につき 350円

を

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1件につき 450円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 350円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 400円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料	1件につき 750円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 450円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 700円
戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1件につき 350円

に、

「

戸籍の届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件につき 350円
-------------------------	------------

を

「

戸籍の届書その他町長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき 350円
---	------------

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

阿見町手数料徴収条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
(略)			(略)			
戸籍法(昭和22年法律第224号)並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事項に係る事務	<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面</u> の交付手数料	1件につき 450円	戸籍法(昭和22年法律第224号)並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事務	<u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書</u> の交付手数料	1件につき 450円	
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 350円	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 350円	
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料	1件につき 750円	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>除籍証明書</u> の交付手数料	1件につき 750円		
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 450円	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件につき 450円		
				<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</u>	<u>1件につき 400円</u>	
				<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</u>	<u>1件につき 700円</u>	

現行		改正後		備考
	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付 又は届書 その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1件につき 350円	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 届書 その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書 又は届書等情報の内容の証明書 の交付手数料	
(略)		(略)		
	戸籍の届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件につき 350円	戸籍の届書その他町長の受理した書類の閲覧 又は届書等情報の内容を表示したもの の閲覧手数料	
(略)		(略)		
(略)		(略)		

議案第 3 号 説明資料

阿見町手数料徴収条例の一部改正について

1 改正理由

戸籍法の改正により、3月1日から戸籍謄本、除籍謄本等の紙ベースでの戸籍証明に加えて、電子情報での戸籍証明が可能となる。

この改正に伴い、現行条例の一部について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」「1件につき 400円」を加える。
- (2) 「除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」「1件につき 700円」を加える。
- (3) 文言について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に合わせた。

3 施行期日

令和6年3月1日